

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和2年12月16日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 7名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本一彦君	議員	杉本憲也君
〃	井戸清司君	〃	篠原峰子君
〃	佐藤周君		

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会申し合わせ事項の一部改正について
- 2 意見書について
- 3 市議会12月定例会最終日の運営について
  - (1) 採決の方法について
  - (2) 人事案の取扱いについて
  - (3) 意見書の取扱いについて
  - (4) 追加議案の取扱いについて
  - (5) その他
- 4 その他
  - (1) 次期3月定例会の頭出しについて

(2) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを議題とする。

本改正については、前回の協議で様々な意見をいただいた。この意見については、一昨日の代表者会議で、要点メモという形で配付をさせていただいた。会派に所属していない議員についても副議長から配付していただいたと思うが、前回も多岐にわたる意見をいただいたが、今回の議会運営委員会は、最終本会議の日程等確認のための委員会であるので、前回の意見を考慮すると、まだまだ検討が必要な事項が多いというように判断をさせていただいた。これについては、12月定例会が終了し、来年の3月定例会までの間に議会運営委員会を開催し、改めて皆さんの意見を聞きながら調整をさせていただきたいと思う。これについて、何か意見があれば、伺う。

○6番（重岡秀子君）3月定例会までの間に、特別に議運を開くという解釈でいいかと思うが、先日の代表者会議で、様々な意見を文書にして提出するようなことを言っていたかと思うが、いつまでに提出をすればいいのか。またそれを近くなったら構わないので指示をお願いしたい。

○委員長（宮崎雅薫君）一昨日の代表者会議では、昨日までに事務局へ提出をというように言っていたかと思う。前回までの要点メモを配付させていただいたが、その時に出た意見の中でも、それぞれに皆さんと調整をしていかななくてはならないものもあり、修正があるのであれば修正をしなければならないし、修正は必要ないという意見もあったので、冒頭申し上げたとおり本日、これを協議するというのは非常に時間がかかるので、改めて日程を調整させていただき、閉会中に議会運営委員会を開催して意見調整をしていくというような形である。その際に、その場で意見を出されると、事前に検討する時間がないので、事前に文書で示しておいて、それについて協議するほうが有効的であると思う。そういった形で改めて審議をしていくということをお願いしたい。

市議会申し合わせ事項の一部改正については、ただいまの協議に基づき、次期定例会までの閉会中に改めて議会運営委員会を開催し、協議をすることにしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は2件である。調整が必要な意見書案については、会派提起の意見書案については、提起会派において、意見書の提出を求める陳情については、私、委員長において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

まず、〇〇〇〇氏から、持参により提出された意見書の提出を求める陳情に係る調整状況について、事務局長から報告いたさせる。資料は3ページ及び4ページになる。

○**事務局長**（富士一成君）それでは、〇〇〇〇氏から提出された陳情による意見書案について、その取扱いについて説明する。種苗法改正について慎重な審議を求める意見書案については、12月2日（水）に同改正法案が参議院にて可決されたことを踏まえ、各会派及び会派に所属していない議員に確認をしたところ、本意見書案については、意見書として取り扱わないこととして確認を得ているので報告する。

なお、陳情の提出者には、既に陳情の取扱いに関する確認をしており、一連の事情は承知しているが、意見書案については、取り下げるのではなく議会運営委員会の協議の場において正式に決定いただきたいとの意向であったので、この場において、さきの説明のとおり意見書として取り扱わない旨、諮り決定いただきたいと思うので、ご了承願う。

○**委員長**（宮崎雅薫君）次に、公明党から提起された1件の意見書案の調整状況について、長沢委員から報告をお願いします。資料は、5ページ及び6ページになる。

○**2番**（長沢 正君）我が会派から提出した、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案であるが、各会派及び会派に所属していない議員全員に賛同いただいたところだが、12月8日に閣議決定がされた経緯がある。内容としては、保険適用は2022年度から、そして来年1月からは1回当たりの助成が、当初30万円、2回目以降15万円のもの、2回目以降も30万円と拡充されたり、回数も通算最大6回が、子供1人当たり最大6回となり、所得制限についても夫婦合算で730万円が撤廃となる予定である。そして、事実婚は対象外であったのが対象にしていくというような形で閣議決定がされたところであるので、この意見書案については、取下げをお願いしたいと思う。以上である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）意見書の提出を求める陳情については、事務局長からの説明のとおり、種苗法の改正法案が、さきの臨時国会で可決、成立していることから、この状況に鑑み、最終本会議に意見書案を提出しないこととし、また、公明党から提起された意見書案については、ただいまの報告のとおり、取り下げることとして取り扱いたいと思う。

このことについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

提起された2件の意見書案については、説明及び報告のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、市議会12月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(5) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）市議会12月定例会最終日の運営について、順次、説明申し上げる。

(1) 採決の方法についてである。資料7ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。

付託案件は、条例3件、補正予算7件の合計10件で、各所管常任委員会において、いずれも原案を可決すべしとの決定をいただいている。本会議における採決の方法について、順次、説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第35号 伊東市国民健康保険税条例及び伊東市介護保険条例の一部を改正する条例、市議第57号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例、市議第52号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、市議第53号 令和2年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第55号 令和2年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）以上、条例2件及び補正予算3件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。5件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第35号及び市議第57号の条例2件を一括で、次に、市議第52号、市議第53号及び市議第55号の補正予算3件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第51号 令和2年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第56号 令和2年度伊東市下水道事業会計補正予算（第2号）以上、補正予算2件は、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第34号 伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び市議第54号 令和2年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）以上、条例及び補正予算各1件は、い

いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。2件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第50号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第8号）である。各常任委員会において、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

続いて、債務負担行為の補正予算の決定をいただいた後に、討論、採決を行う扱いとさせていただいている指定管理者の指定に係る単行議案13件について申し上げる。

市議第36号 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき、伊東市中央児童館及び伊東市玖須美児童館の指定管理者の指定について、市議第38号 伊東温泉観光・文化施設東海館の指定管理者の指定について、市議第39号 宇佐美漁港、富戸漁港、八幡野漁港及び赤沢漁港の指定管理者の指定について、市議第40号 伊東高等職業訓練校の指定管理者の指定について、市議第41号 伊東市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、市議第42号 伊東市立八幡野保育園の指定管理者の指定について、市議第43号 宇佐美コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第44号 小室コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第45号 八幡野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第46号 富戸コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第47号 伊東市生涯学習センター池会館の指定管理者の指定について、市議第48号 伊東市生涯学習センター赤沢会館の指定管理者の指定について、市議第49号 伊東市生涯学習センター荻会館の指定管理者の指定についてであるが、質疑は12月4日の本会議において終結しているため、上程の後、討論から入り、挙手による採決をお願いする。なお、議案審議の時と同様に、市議第43号から市議第46号までのコミュニティセンターに関する議案4件と、市議第47号から市議第49号までの生涯学習センターに関する議案3件については、一括上程、一括討論をお願いし、採決は1件ごとにそれぞれ挙手による採決をお願いする。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料は8ページである。市選第17号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてである。本人事案件については、11月24日の本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、挙手による決定をお願いする。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。今定例会で提案された意見書案2件については、先ほどのご協議の結果、陳情に関する意見書案については議案として提出しない、会派提起の意見書案については取下げという取扱いとなるので、ご了承願う。

次に、(4) 追加議案の取扱いについてである。追加議案については、委員会開会前に若山副市長から説明があったとおり、昨日、補正予算案を提出したい旨の申出が議長にあった。内容

については先ほどの説明のとおりとなるので、ご了承願う。

また、本会議における質疑については、区分することなく全般について行うこととし、一連の指定管理者の指定の単行議案13件の決定後に日程追加をお願いする。上程後、当局の議案説明、質疑、討論の後、即決の扱いとし、挙手による採決をお願いする。

次に、(5) その他であるが、討論通告についてである。討論を行うと決めている議員におかれては、発言通告書の提出をお願いする。

以上で市議会12月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 追加議案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

そのほかに、12月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、市議会12月定例会最終日の運営についてを終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第4、その他を議題とする。

(1) 次期3月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）その他について申し上げる。(1) 次期3月定例会の頭出しについてである。資料9ページを参照いただきたい。試案として、2月19日（金）の開会を提案させていただきたいと思う。2月19日開会となると、2月12日（金）告示、翌週の15日（月）議会運営委員会となる。詳細は開会前の本委員会で協議、決定いただくこととなる。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。

以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期3月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期3月定例会の頭出しについては、説明のとおり、2月19日（金）とすることに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。詳細な日程について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）現時点での予定の日程を説明させていただく。開会日の19日（金）、市長施政方針説明の後、議案説明に入り、翌開庁日の22日（月）予算説明、2日間で全ての

議案の説明をお願いしたいと思う。予算大綱質疑の通告は、申合せに基づき、市長施政方針の日から3開庁日後の正午までとなり、2月25日（木）の正午までが通告期限となる。同様に、一般質問の通告は、告示日から予算大綱質疑通告期限の前日の正午までとなっているので、2月24日（水）の正午までが通告期限となる。3月2日（火）及び3日（水）の2日間は予算大綱質疑、4日（木）、8日（月）及び9日（火）の3日間は一般質問を予定し、10日（水）は議案審議を予定する。11日（木）及び12日（金）で委員会審査をお願いし、18日（木）議会運営委員会、19日（金）を最終本会議とする会期29日間の試案である。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催要望というのを、私たち会派が出しているが、その辺のところはどうなっているのか。もし、特別委員会が開催されないということになれば、先ほどの副市長の話のように、各会派でももう少しこういう対策が必要ではないかということそれぞれを申入れをしていくということになると思うが、そういうことでいいのかご協議をお願いしたい。

○議長（佐山 正君）この間も言ったが、各会派でいろいろな考えもあるかと思うが、そういう開催の要望があるなら井戸委員長に申し入れていただき、協議してもらおうということをお願いしたい。

○6番（重岡秀子君）分かった。今日は委員長がいるのでお願いしておく。

それと、特別委員会設置の際の基本的な考えがあったと思う。それは代表者会議や議運などに関係がないとは思わなかったので発言したが、当初、特別委員会を設置したのは、要望にはばらばらで行かないほうがいいんじゃないかという意見もあったので、特別委員会を開いて、意見調整をしたほうがいいんじゃないかという当初の趣旨があったので、各会派で申入れをするということだけではないと思って意見させていただいた。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第4、その他を終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和2年12月16日（水）午前10時27分（会議時間27分）



---

以上の記録を認める。

令和2年12月16日

委員長 宮 崎 雅 薫